

安政元年の下田休息所問題と阿部正弘政権

後藤 敦 史

はじめに

近世から近代における日本の遊廓史に関しては、近年、空間構造の分析を通じて、社会全体の中にその特質を位置づける「遊廓社会論」をひとつの軸にして進展してきた⁽¹⁾。また、その進展には、ジェンダー史研究の蓄積が大きな前提となっている⁽²⁾。

このような遊廓史研究の進展に伴って、対外関係史の観点から近世における幕府の対外的な窓口となった長崎に着目した松井洋子氏の一連の研究は、長崎の都市構造を明らかにしつつ、外国人を相手とする遊女の存在を通して、近世日本の対外関係史の一端を明らかにした貴重な成果といえる⁽³⁾。また、幕府の対外政策に関わって、遊女による「異国人慰撫役」の存在を指摘した横田冬彦氏の研究も重要である⁽⁴⁾。幕府がその対外政策の中に遊女の存在をどう組み込んでいたのか、と

いう点で、議論が深まってきたと評価できるであろう。

一方、以上の研究が近世初期～中期の対外関係史を主な考察対象としているのに対し、幕末・維新时期における遊女・遊廓についても、研究が進められてきた。その先駆的な位置にあるのが、吉田常吉氏の研究である⁽⁵⁾。主に開港前後の遊廓をめぐる諸問題を通時的に検討した氏の研究は、幕末・維新时期の遊女・遊廓を論ずる際にまず参照とすべき、最も基礎的な研究といえる。

吉田氏の研究が提示した論点は数多いが、その中で、近年の遊廓史研究の進展をうけて再評価が進んだのが、安政元年（一八五四）における下田休息所に関する論点であろう⁽⁶⁾。詳細については行論の中で述べていくが、この問題をめぐっては、休息所に「売色」を行う「食盛女」、つまり遊女を置く、という下田奉行の伺いを機に、その可否について幕府内で評議が行われた。結果的には、休息所に遊女を置くという提案は却下されたが、その後の開港地における遊廓の前提として、この評議は先行研究でも注目されてきた。

この休息所問題に関して、吉田氏は、休息所への遊女差し置きを提言した下田奉行、およびそれを支持した海防掛と、遊女を置くことを否定した老中首座阿部正弘とを対比し、彼らの意見の相違が、「幕政に参する要路者と出先奉行乃至出役吏との立場の相違」に基づくと評価した⁽⁷⁾。さらに、安政元年の時点で下田での遊女接待が否定されたにもかかわらず、安政五年（一八五八）一月、箱館で外国人向けの山之上遊廓が設置された要因として、吉田氏は「時勢の推移」とともに、「箱館の地の特殊性」や、職権上の下田奉行に対する「箱館奉行の優位性」という点を挙げた⁽⁸⁾。

しかし、近年、これらの吉田氏の見解に対して、阿部保志氏、および吉田ゆり子氏から次の批判が示された。まず、安政元年から同五年の「時勢の推移」や、「箱館の地の特殊性」という問題について、阿部氏は和親条約以後、外国人が来航し、滞在することになった具体的な状況の変化を検証し、箱館の「特殊性」には還元し得ない、「時勢」に即した幕府の対外政策そのものの推移を明らかにした⁽⁹⁾。また、吉田ゆり子氏は、安政元年から翌二年における幕府内外の動向を検討することで、外国人への遊女接待に、「密貿易の防止」、「キリスト教への感化の防止」、および「外国人と日本人女性との接触の忌避」という三つの「柱」から成る、「倭夷之差別」という目的があったことを明らかにした⁽¹⁰⁾。

以上の阿部氏、吉田ゆり子氏の研究は、安政元年の休息所問題を、幕末・維新时期における対外政策と遊廓の関係をめぐる歴史的経緯の中に位置づける上で、示唆に富む。実際、外国人と日本人女性との接触

回避という吉田ゆり子氏の論点は、慶応四年（一八六八）に横須賀で開設された大瀧遊参所の設置過程に関する氏の研究と合わせて考えれば⁽¹¹⁾、幕末・維新时期全体に連なる外国人向け遊廓の特質として位置づけることも可能である。

ただし、これらの一連の研究によっても、次の点はいまだ十分に検討が進んでいない。先行研究では、この安政元年の休息所をめぐる評議自体を、当該期、つまり日米和親条約締結後という段階における幕府の政治史の中に位置づける、という観点が希薄であった。そのため、安政元年の段階で、なぜ休息所に遊女を置くという案が却下されたのか、という点が、不明なままとなっている。換言すれば、下田奉行や海防掛たちなど、少なくとも有司層が休息所での遊女接待を容認したにもかかわらず、老中阿部正弘はなぜそれを否定したのか、という点も、幕政に参する要路」の老中として「大局より判断」した、という吉田常吉氏による説明に、いまだとどまっているのである⁽¹²⁾。

一方で、たとえば佐賀朝氏は吉田ゆり子氏の議論を紹介する中で、阿部が休息所の設置に反対したことを「こうした政策へのいわば良識ある批判が幕閣内にも存在していた」事例として評価する⁽¹³⁾。しかし、実際に「良識ある批判」だったのかを論じるためには、阿部が遊女接待を否定した理由を、「幕政に参する要路」という老中職の一般的な格からではなく、当時の具体的な政治状況の中で、彼の政策構想をも踏まえた上で明らかにする必要があるであろう。

以下本稿においては、あらためて安政元年の休息所問題に関する評議の過程を確認し（二章）、その上で、当該期の幕府の政治史的状况を

踏まえて、阿部の見解の位置づけ考察していきたい(二章)。日米和親条約締結直後の大きな政治的変動の中に、下田休息所問題を位置づけることが、本稿の目指すところである。

一 休息所をめぐる幕府内の評議

(一) 事の発端と下田奉行の伺書

まずは、下田への休息所の設置をめぐる幕府内の評議について、前述の吉田常吉氏、および吉田ゆり子氏の研究も参考にしながら、具体的にその経緯を確認していきたい。

安政元年(一八五四)三月三日に締結された日米和親条約は、第二条で下田の即時開港を定め、また第五条において、「下田港内の小島周りに、凡七里の内は、勝手に徘徊」⁽¹⁴⁾することを認める内容であった。さらに、この遊歩規定に関する詳細などを取り決めた、同年五月二二日の和親条約の附録では、第四条で「徘徊の者、休息所は追て其為旅店を設くるまで、下田了仙寺、柿崎玉泉寺二箇寺を定置くべし」と規定された⁽¹⁵⁾。

直接的には、下田の休息所に関わる評議はこの条約附録第四条に基づいて、下田奉行が老中に伺書を提出したことが契機となる。しかし、さらにその背景には、上申が行われる直前の八月八日、アメリカ艦ミシシッピ号の通訳ポートマンから「婦人」の要望が出たことが関わっている⁽¹⁶⁾。東インド艦隊の艦船として嘉永六年(一八五三)六月、および

安政元年春にペリーとともに来航したミシシッピ号は、条約締結後に日本を離れた後、閏七月二九日に香港から再び下田を訪れた。アメリカ本国へ帰国するにあたって、欠乏品を補充すること、および日本人漂流民の送還を実施するためである⁽¹⁷⁾。同艦は、同じく欠乏品補給のために下田に来ていた米艦サスケハナ号とともに、八月一日に出帆するが、八月八日に設けられた宴席の場で、ポートマンが幕府側の通詞堀達之助を「物蔭」に連れ出し、「出格之願」として、「暫時婦人を御許し被下度」と要望してきたという⁽¹⁸⁾。堀は「有合せ女衣服、裾模様之小切」を渡すことで、ポートマンの要求をかわしたが、アメリカ側からの具体的な「婦人」の要求によって、下田奉行たちは、今後何らかの対応を取る必要があると認識するに至ったと考えられる。

下田奉行伊沢政義・都筑峰重が条約附録第四条に基づく休息所の設置と、そこに遊女を置くことを提言したのは、おそらくこの八月八日の宴席、または一〇日のサスケハナ号、ミシシッピ号の出帆後のことであろう。日付まで特定することはできないが、「寅八月」付で出された伊沢と都筑の伺書は、まず「条約附録第四个条目ニ書載」の了仙寺、玉泉寺へ仮置の「休息所」について、「永遠相定候場所」ではないため、市中の店に設けるか、旅籠屋などを休息所に指定するか、方針を定める必要がある、と主張する⁽¹⁹⁾。一方で、市中の店や旅籠屋を指定した場合には、「自ら和人巫人之差別無之、座席を同し、飲食を俱ニし、終ニは密売買、或は婦女混交之媒酌」にもなる、とその弊害を指摘している。そこで伊沢・都筑が提唱するのが、武ヶ浜の出洲に「新規」で二、三軒の「茶亭」を建て、「巫人休息所」に指定する、

という案であった。

その茶亭に關して、二人は次のように提言している。

右(茶亭―引用者)を亾人休息所と相定、夷舶入津中、地下人之内、相撰為相詰、其余、亾人寢食之給仕いたし候道中筋食売女同様之者相撰候て其場所え差置、茶菓子、酒肴を始め、都て飲食之分は上下次第を相立取賄、遠洋風濤を侵し渡来之艱苦を慰勞いたし、随分懇切ニ取扱候ハ、元より亾人とても人情ニおゐて敢て異り候義は有之間敷、寛大之御処置と感戴可仕ハ勿論と奉存候、右様取扱候上ハ、市中徘徊いたし候共、酒食渡世致候店先え立入、飲食所望仕間敷旨嚴敷申渡、且市中之ものへも、亾人共え外店ニ於て飲食相与へ申間敷段、急度申付候ハ、自ラ和人亾人之差別相立可申、加之右場所にて延氣相成候上は、遊歩之里数等迄も相縮り可申は必定之事と奉存候

彼らは、茶亭に地元から選んだ者を詰めさせるとともに、「亾人寢食之給仕いたし候道中筋食売女同様之者」を置くことを提言する。ここで想定されている「食売女」とは、明らかに売色を伴う女性たちを指す。彼女たちを通じて「懇切ニ取扱」うことにより、「亾人」たちは「寛大之御処置と感戴」するという。さらに、外国人には「酒食渡世」の店に立ち入らないよう、また下田の人々には外国人に飲食を提供しないように申し渡すことで、「自ラ和人亾人之差別」が立ち、かつ外国人たちが茶亭で長らく過ぐすことで、「遊歩之里数」まで實質的に縮まるであろう、というのが、伊沢と都筑が期待する遊女接待の効果であった。

吉田ゆり子氏が指摘するように、この案は、アメリカをはじめ欧米諸国がまさに拒絶しようとした、長崎の出島のような外国人隔離のための場所を築造する、ということの意味しており、⁽²⁰⁾「閉籠メ候儀致間敷」ということを定めた和親条約第四条にも違背するおそれがあったしかし、彼らがこの点を気にかけていた様子はない。伊沢と都筑が遊女接待を主張したのは、「和人亾人之差別」を立てるためであり、その意味では、むしろ積極的に、外国人を武ヶ浜という一定の場所に「閉籠メ」ようと意図していたのである。

(二) 海防掛の評議

この下田奉行からの伺書に關して、江戸において評議が行われた。同年九月付で、海防掛勘定方(勘定奉行・勘定吟味役)から、次のような意見が出されている。⁽²¹⁾まず、彼らは下田奉行の休息所設置の案を、「売色をも委ね、彼之氣先を折き候方」というように、その目的をまとめる。つまり、売色によって、外国人との諸問題の発生を未然に防ぐ、ということである。しかし、海防掛勘定方は「食売女」という名目に懸念を示した。「食売女」としながら、實質的に「売女之取扱」をする、ということは、奉行所を置く場所に幕府が公然と「隠売女」を置くことになる、というのである。

一方、海防掛勘定方は和親条約第四条に、「閉籠候義致間敷」という規定があることを指摘する。ただし、彼らは下田奉行の提案が第四条に違背する、ということ懸念したのではない。彼らは続けて、条約第一一条の「両国政府ニおゐて無拋義有之候模様ニ寄、合衆国官吏

之もの、下田え差置候義も可有之」という規定も指摘する。⁽²²⁾その上で、官吏が実際に駐在することとなれば、その官吏の駐在する場所がアメリカによって「砲台杯築立、陣屋同様之姿」にされてしまうかもしれないという。アメリカ側が、第四条と第一条を利用することで、官吏の駐在場所を好き勝手に改変するおそれがある、という懸念を示したのである。

この懸念を踏まえ、海防掛勘定方は、「更二好候筋二ハ無之」と断りつつも、休息所としての「旅店」を設け、そこで「慰勞」をすれば、「条約十一个条目之官吏を差置候義を為止候防」にもなる、と期待をかける。ただし、それは決して樂觀的な期待ではない。彼らはアメリカ人たちについて、「強梗不撓之性質」であり、「一度申出候事をハ、いか様繰返眺論」したとしても、「容易二ハ翻」らない、と捉える。

そのため、「旅店を設、酒食、売女迄差免し候ても、一ト通二てハ館舎之防方」にはならないかもしれない、とも述べる。

いずれにしても、海防掛勘定方は、官吏の駐在に関しては今後議論になった際に「何様にも断候心得」を保ちつつ、休息所の設置については、長崎の事例も踏まえ、「隠売女二不紛様勘弁」した上で再度伺うよう、下田奉行に達するという結論を出した。

以上の海防掛勘定方の上申書に対し、ほぼ同時期に上申書を出した海防掛目付方(大目付・目付)は、下田の治安問題に焦点を当てた意見を述べている。⁽²³⁾まず下田について、彼らは「從來淫靡之土俗」であり、「不取締」があると聞く、と述べる。そのような状況の中で、「当春以来、度々異船入津」となれば、下田の人々は外国人に対して

「追々耳目二慣」れていき、ついには「異人ニ対候ても、遂ニ由来之習俗」(つまり、「淫靡之土俗」)を示すようになり、「華夷混淆之懸念」も少なくないという。

このような観点から、「一方二片寄せ、妓館を構」えること自体は、「異人取扱」の上でも有効であり、また「一体之土風を改革」する手段にもなる、と容認する。ただし、下田が「是迄之姿」である限り、「妓館を設ケ候丈之悪習」を増やすだけにもなりかねないため、休息所を設ける場合には、「市中之規律」、「異人上陸之取締」、および「華夷分弁之立方」などについて、詳細を調べて再度上申するように下田奉行に達するべき、というのが海防掛目付方の主張であった。

以上のように、海防掛勘定方も同掛目付方も、下田奉行の休息所設置に関する伺いに対し、なお詳細を詰めさせる、という留保は付けつつも、遊女を置くこと自体に関しては、原則的に同意していた。そこには、「彼之氣先を折キ候方」というように、外国人との間に生じ得る問題を「売色」によって未然に防ぐことができる、という期待があった。

(三) 老中阿部正弘の見込書

この海防掛たちの意見に対し、真つ向から否定する見解を示したが、老中首座阿部正弘である。阿部は海防掛に対し、長文の「見込書」を下し、再考を求めた。⁽²⁴⁾

まず阿部は、海防掛勘定方の意見について、幕府が公然と「隠売女」を置くことになるという懸念から、「表向之売女」を置くほうが

「可然」と述べた意見、とまとめる。その上で、阿部は次のように述べている。

売女を表ニ頭ハし候と、頭ハし不申とハ差置て、権宜之策とハ乍申、右様之者夷人之翫物ニ差出、男女之交迄差許候は如何ニ候ハす哉、成程夷人迎も人情ニ相違ハ有之間敷、寛大之御処置を感戴も可致なれ共、寛大之御処置も際限有之儀ニて、既是迄之御処置、二百年來之御国法ニ不拘、寛大之御取扱廉々有之、彼人情あらハ、已ニ感戴致し居候廉も可有之、故ニ彼之動靜全く和親取結、悦喜之体ニ相見ヘ居候、猶此上必しも男女之欲迄為遂候迄ニ至不申共、彼ニ事欠ケ候儀ニも無之、勿論表立最初ハ願立候事柄ニも無之、畢竟此方より之察しニ候間、矢張是迄之手続ニて、不相替緩優ニ取扱候ハ、速ニ事破レ候儀も有之間敷

阿部は、売女ということを前面に出す、出さない、という問題は置くとしても、「権宜之策」とはいえ、「男女之交」まで許すのはどうか、と批判する。遊女による接待という措置によって、外国人たちが「寛大之御処置」と「感戴」するかもしれないが、その「寛大之御処置も際限」がある、というのである。

ここで着目しておきたいのが、阿部にとって、従來の処置自体が、「二百年來之御国法ニ不拘、寛大之御取扱廉々有之」と捉えられていることである。阿部は日米和親条約の締結をはじめとして、すでに日本側では「寛大之御取扱」を重ねているのであって、これ以上、「男女之欲」を満たすことまでしなくても、外国人側に「事欠ケ候儀」はないという。さらにいえば、休息所に「売女」を置くことは、外国側

からの「表立」つての要望ではなく、従來通りに対応しても、すぐに「事破レ候儀」は生じない、と述べる。

阿部は評議の発端となつた下田奉行の提案そのものに対して、疑義を呈した。つまり、二、三軒の「茶亭」を設け、売女を置くことにより、「和人夷人之差別」を立て、かつ「遊歩里数」も縮まることになる、という一石二鳥の策を奉行たちが提言したことに対し、次のように批判している。

纔兩三軒之茶店え拾人、式拾人婦女罷出候迎、數百人之夷人相手ニハ事足不申、彼人々惑溺致し候風儀ニ相成候ハ、何レ夷人之内、重立候者而已、日々耽樂を極メ、下賤之者ハ徒らに茶亭之歛樂を遙ニ見物致位ニて、銘々其情慾を遂ケ不申候ハ、眼前淫靡之情態を見受候より我儘増長、矢張市中之女子等え目懸候風ニ可相成歟と被察候、左候ては、和人夷人之差別は一向相立不申、是迄迎も了仙寺休息所と相成候ても、先ツ重立候者来り休息致し、大勢之夷人ニて方々え散乱遊歩致候ハ、一向ニ減不申由ニ候得は、中々市中飲食之防キニも、七里遊歩之縮ニも不相成、都て注文通ニは参り申間敷候

阿部は、そもそも二、三軒の茶亭で數百人の外国人を客相手にすることは困難であり、そうなると外国人の中でも「重立候者」ばかりが「耽樂を極」めることになるという。その結果、「下賤之者」は単に「情欲」が刺激されるだけで、「淫靡之情態」を見せつけられれば、「市中之女子等」に注目するようになり、結局、「和人夷人之差別」という目的も達成できないという。また、「重立」つた者が休息する

一方で、それ以外の「大勢之夷人」が「散乱遊歩」することになり、「遊歩之縮」という効果も期待できないと批判する。

この遊歩里数の問題も含め、阿部は「売色」によって外国人との問題を防ぐ、ということの有効性自体に、否定的であった。阿部は、次のように述べている。

少々之気先ならハ、売女ニて折けも可申なれとも、大箇条ニ至りては、決て売女も用立申間敷(中略)小事ハ如何様共可相成敷なれとも、商館取立、官吏差置候様之大箇条は、交易を願候杯と同様、国王より之命を以来候得は、一時婦人之遊より其心和らぎ、存詰たる儀を休メに致す様ニは迎も参申間敷候、就てハ个様に術計を用ひ候ハ、官吏差置候儀は何分承知難致と穩和二断付候外手段有之間敷、假令是ニて戦争を引出候も無致方と申位ニまで断詰、夫ニても彼承知不致位ならハ、迎も売女之計策ニは陥り不申候

阿部は、「少々之気先」であればともかく、「大箇条」、つまり大きな外交問題については、「売色」で落着くようなことはない、という。海防掛勘定方が懸念した条約第一一条による官吏駐在についても、まさに外交上の「大箇条」に相当する。官吏の問題に関しては、売女を遣わすというような「術計」ではなく、たとえ「是ニて戦争を引出候も無致方」、というほどの覚悟で交渉に臨む必要がある、とも述べる。阿部は「売色之計策」に対し、完全に否定的であった。

さらに、海防掛目付方の意見に関しては、「妓館」を設ける一方で下田の「淫靡之風俗」を改める、ということは困難であり、長崎の出島のように「夷人」が一步も外に出ないというならばともかく、「数

百人之夷人」が歩くような状況では、「五人拾人」ほどの「休息所之売女」によって「華夷之差別」を立てることはできない、と批判する。かつ、このような「日本之妓館」が広く知られるようになると、アメリカ人以外の、「其他之国々」の者まで渡来するようになることも述べる。その結果、「下田市中之婦女と万一之儀有之候てハと申位之事」では済まず、「大なる害」になる、というのが阿部の警戒するところであった。

さらに、阿部は「妓館」の設置による、士気の低下という点についても、大きな懸念を有していた。彼は、次のように指摘する。

将又下田ニ妓館相初り候ては、御国内人氣忽相弛、武備之整、只さへ隙取可申ニ、別て隙取可申、下田湊御固を持候大名々之人数なども自然と遊治之風習を生し、却て不取締之姿ニも可相成と存候

下田に「妓館」が設けられることによって、国内の「人氣」はすぐに弛んでしまう、という。そのために、現状でも不十分な「武備」が、ますます薄弱になる、ということを懸念するのである。とともに、下田を固める諸藩の藩士たちも「自然と遊治之風習」に染まり、「不取締」が生じる、ということもまた、懸念される事態であった。⁽²⁵⁾

以上のように、阿部は下田奉行、海防掛勘定方、および海防掛目付方の意見書について、そのひととひとつに反論し、その上で、「売女一件」について再考を促した。

(四) 評議の結果

阿部の見込書に対し、勘定方、目付方もあわせ、海防掛から再度、上申書が出されている。⁽²⁶⁾ただし、それは阿部の意見に対し「恐伏奉感戴候」のみであり、「別段可申上廉無之」というもので、阿部の見解に全面的に賛同するという意見であった。

一方、この問題については、一月一日に阿部から評定所一座にも意見が諮られたようである。⁽²⁷⁾その諮問に対し、一月月付で評定所一座から上申書が出されている。⁽²⁸⁾彼らは、日米間の「和親」と、「場所人柄の差別無之」を約した条約の第一条に基づいて、アメリカ人たちは「和夷之差別無之」ということに主眼を置いていと指摘する。そのため、どれほど「手厚ニ旅店を設け、懇切ニ取扱」つたとしても、日本側で「内夷和夷之差別を立」てるような処置を取ろうとする限り、「食売女差置候廉杯ヲ以、彼か気先を折キ、差免候遊歩之里数を縮め」るなどの効果は期待できないと主張する。にもかかわらず、幕府によって「御取建之茶亭」で、「売色体之者」を差し出し、酒食まで提供することは、「此上もなき失体」である、という。条約附録第四条に定められる休息所は、「湯茶等差遣候迄」の、簡素なものでいいというのが、評定所一座の見解であった。

下田奉行の伺いを機とした評議は、この評定所一座の上申書をもつて、終了する。つまり、休息所に遊女を置く、という下田奉行の案は、却下されたのである。ただし、条約附録で定められている以上、休息所そのものを設置しないというわけにはいかない。評定所一座の上申

の後、幕府内でどのような動きがあったのかは確認できていないが、下田の「町御廻状留」によれば、翌安政二年(二八五)一月一七日に、「異人休息所、武ヶ浜え取立て相成候場所へ門番御取建」とある。⁽²⁹⁾下田奉行の提案通り、武ヶ浜に休息所が設置されることになったようであるが、その背景には、吉田ゆり子氏が指摘するように、安政元年一月四日の地震・津波にもなつて、船を失ったロシア人たちが実際に下田および戸田に滞在するようになった、という事情も関係していたであろう。⁽³⁰⁾

二 日米和親条約締結後の幕府政治と休息所問題

以上を通して、休息所問題をめぐる幕府内の一連の評議を確認した。評議では、休息所に「道中筋食売女」を置くことの可否、和親条約第一条に規定される官吏駐在との関係性、「和人夷人之差別」を立てるための方法、あるいは下田自体の風習など、多様な論点が出された。下田奉行、海防掛勘定方、同掛目付方が、それぞれに遊女接待による外交上、あるいは国内の治安上の有効性を論じたのに対し、阿部がそれらに逐一反論し、最終的に遊女を置くという案は斥けられた、というかたちである。

それでは、この一連の経緯は、当時の幕府政治史の文脈にどのような位置づけられるであろうか。日米和親条約締結前後の幕府の政治に關しては、近年、大きく研究が進んできた分野のひとつでもある。⁽³¹⁾筆者自身、当該期の幕府政治史について、阿部正弘や海防掛たちの動向

を中心に検討を続けてきた。⁽³²⁾ 以下においては、当該分野に関する先行研究等の成果を踏まえ、休息所設置問題を当該期の政治史の観点から問い直したい。

その際、あらためて注目されるのが、老中阿部正弘による見込書である。上述のように、阿部は休息所に遊女を置くという案について、徹底的に反論をしているが、実はこのような反論は、彼の政治手法という点からいえば、異例のことといえる。「衆議」という語句でその特徴を表現されることの多い阿部の政治手法は、幅広い有司層の評議と上申を重視し、慎重に政策を進めていくことを基本としていた。この政治手法のために、海防掛たちの上申によって阿部自身の構想を実現できない、ということも少なくなかった。⁽³³⁾

もちろん、阿部が海防掛をはじめ、有司層の評議に対し、再検討を求めると自体は、ほかにも例がある。⁽³⁴⁾ しかし、この休息所問題で重要な点は、阿部が全体で二〇〇〇字以上にもわたる長文の見込書を示し、事実上、下田奉行や海防掛の意見を否定したという点である。しかも、この見込書は、阿部自身が「夜中燈下認、別て乱筆」と記すように、⁽³⁵⁾ 夜中に一気に書き上げたものということがある。弘化二年（一八四五）二月に老中首座に就任して以降、安政四年（一八五七）六月に亡くなるまでの間、阿部がここまで有司層の意見を徹底的に批判した事例は極めて稀である。

この点から考えても、安政元年の休息所問題は、阿部正弘政権そのもの特質を考える上でも、重要な検討素材といえる。そこで以下、なぜ阿部が長文の見込書を認め、休息所での遊女接待を否定しなければ

ばならなかったのか、という問題を軸に考察していきたい。

まず、日米和親条約締結後の阿部正弘の政治姿勢を考える上で、安政元年四月一〇日に同僚の老中たちに示された辞任の意向が、ひとつの手がかりとなるであろう。その中で、阿部は次のように辞意の理由を述べている。⁽³⁶⁾

兼て御武備相整、海岸防禦筋行届候様取計可申処、御備向未夕御全備不相成、諸向共武備相整不申、無扨応接方万端穩便之御取扱二相成、権宜之御処置トは乍申、追々御国法相崩レ、御国辱二相成候段、乍不及私儀、結構被召仕、各様之御筆頭二罷在候得は、全私不行届之故と重々奉恐入候

このように、阿部は海防を整えることができず、やむを得ず「穩便之御取扱」を行い、「権宜之御処置」、つまり臨機応変の対応策であったとはいえ、「御国法」を崩したということに対し、責任をとって辞職したい、と表明した。しかし結果的には、將軍や他の老中たちに慰留される。⁽³⁷⁾ この辞意表明を、阿部政権を維持・強化するための政治的パフォーマンスと見るかどうかは、議論の分かれるところだが、阿部が和親条約締結を「権宜之御処置」による「御国法」の「崩レ」と捉えていた点をまずはおさえておきたい。

ここで、あらためて休息所での遊女接待に関する阿部の見込書を見ると、彼は「権宜之策」とはいえ、「男女之交迄差許」す必要はない、ということ、遊女接待を否定する論拠のひとつとしている。さらに、見込書の中で、阿部は「二百年來之御国法二不拘、寛大之御取扱廉々有之」と述べており、「御国法」にもかかわらず「寛大之御取扱」を

優先したものととして、従来の幕府の対応を捉えていた。

四月の阿部の辞意表明からの経緯で考えれば、休息所での遊女接待に関して彼が否定的な姿勢を示した理由の一端も、ここからうかがうことができる。阿部は、「権宜之御処置」として条約締結にいたったことに、自責の念があった。現に、阿部は辞意を表明し、慰留された後は、江戸城内で「薪に臥、胆を嘗、上下一致」をして「御国力を復古いたし、御武威相立」てたいと、頻繁に幕臣たちに語っていたとい⁽³⁸⁾う。阿部としては、和親条約締結後は、鎖国の「御国法」を立て直すためにも、これ以上、「寛大之御取扱」を繰り返すわけにはいかない、という思いが強かったと考えられる。

一方、阿部が「寛大之御取扱」に否定的だったのは、彼が水戸前藩主徳川斉昭を通じて連携を図っていた、いわゆる有志大名たちからの批判も大きく影響していたであろう。すでに前者でも論じたように、日米和親条約締結後、徳川斉昭、薩摩藩主島津斉彬、宇和島藩主伊達宗城、尾張藩主徳川慶勝、福井藩主松平慶永など、相互に幕政や外交の情報を交換し合っていた大名たちの間で、幕府外交に対する批判が強まっていた。⁽³⁹⁾たとえば、伊達宗城は徳川慶勝に対し、安政元年四月四日の書翰の中で、「武夫守衛之場所抔も傍若無人之横行、実二千古無比之大愧」と述べており、アメリカ人たちが「傍若無人」に遊歩するということに対し、「大愧」と強く批判している。⁽⁴⁰⁾このような批判の声が聞こえてくる中で、阿部としては、「寛大之御取扱」をさらに重ねることが困難であったと考えられる。

さらに、伊達宗城が同じ書翰の中で、「平穩く二出候故、諸藩之

士気も退弱仕事ニて如何」と述べている点にも着目したい。⁽⁴¹⁾実際、伊達が危惧したように、防備の前線においては、穏健な対応に伴う士気の低下という事態が生じつつあった。

安政元年六月一七日、浦賀奉行松平信武は、当時相模国の海防を担当していた肥後藩の浦賀留守居青地源右衛門と面談し、外国船への穏当な対応を指示している。松平としては、このような指示が現場の「諸士之勇気をくし」くことにつながることは自覚しているが、「天下之御為」にも穏当な対応を心得てほしい、と伝えている。⁽⁴²⁾一方で、松平が懸念するように、この指示を伝え聞いた肥後藩士たちの中には、「一統大ニ腹を立、絶交致」と述べたり、「臆病者を打殺せ杯」と強い意見を唱える者たちもいたという。⁽⁴³⁾

この事態をうけ、六月二十六日、青地は松平に対し、次のように述べる。まず、アメリカやロシアに限らず、イギリス、フランスも日本を狙っている状況の中で、穏当な対応を徹底すべきという指示は、「方今之時勢」において「至極御尤」と述べる。しかし、肥後藩士たちの中には、「偏古之風習」に染まった者もあり、万一の事態の際にどのような行動に出るか、心もとない、とも不安を伝える。単に「柔和順熟ニ而已取扱候様」と示すだけでは、「自然と士気相衰、物場之御用ニ不相立」ということにもなりかねない、とその窮状を訴え、より詳細な対応方針を示してほしい、と求めたのである。⁽⁴⁴⁾

このような士気の低下という事態が懸念される中で、阿部は下田に「妓館」を設けては、「御国内人氣忽相弛」むとともに、「下田湊御固を持候大名家々之人數」にも悪影響を及ぼすと判断したのであろう。

さらに、安政元年の後半という時期は、阿部が具体的な幕政改革に向けて、行動を開始した時期でもあった。それは、武備の充実による厳格な鎖国体制への引き戻しを実現するための財政再建、という性格を有する改革案であった。安政元年六月五日には、徳川斉昭に三七箇条にわたる幕政改革案を示し、また、その内容について、海防掛たちに意見を諮っている⁽⁴⁵⁾。

この幕政の立て直しは、日米和親条約締結によって揺らいだ幕府自体の威信を守るためにも、また、阿部正弘政権を維持するためにも、重要な意義をもったといえる。同年七月五日には、徳川斉昭が軍制改正に関する参与となり⁽⁴⁶⁾、また同月二四日には幕府内に軍制改正掛を置いて⁽⁴⁷⁾いる。さらに、長崎奉行水野忠徳からの伺いを機に、オランダの助力を得て海軍の伝習所を立ち上げるといふ件について幕府内で議論がなされたのは、同年八月のことであった⁽⁴⁸⁾。下田奉行の提言を機に休息所への遊女接待の問題が議論された時期とは、一方で強固な武備の実現に向けた諸改革が始まろうとしていた時期なのである。

以上の日米和親条約締結後の政治的状況を踏まえるならば、なぜ阿部が長文の見込書を示し、休息所での遊女接待という案に反論を必要があつたのか、という理由が見えてくる。休息所の設置自体は、和親条約附録に定められたことであつたが、同所に「道中筋食売女」を差し置く、ということは、阿部が批判するように、外国側が直接求めてきたことではなく、「此方より之察し」に基づく案に過ぎない。にもかかわらず、「男女之性欲」まで満たすようなことを幕府側が公的に認めては、条約締結後に高まっていた幕府の「寛大」な対応への

批判を、さらに強めることになりかねない。かつ、これから海岸防備を強化しようという時に、その防備の最前線における士気の低下を招く、ということにもつながりかねなかつた。

一度辞意を表明した上で、武備充実と「御国法」の立て直しを目指し、実際に動き始めていた阿部正弘にとつて、外国人に向けて「売女」を置くという方針は、到底容認できなかった。だからこそ、阿部は長文の反論を一気に書き上げ、遊女接待という議論をまさに封殺するという拳に出たのである。

むすびにかえて

以上の検討を通じて、安政元年における休息所問題の背景にある、阿部正弘政権が置かれた政治的状況が明らかとなった。最後に、本稿での検討結果を簡単にまとめるとともに、今後の課題を提示することで、むすびにかえたい。

安政元年（一八五四）八月の下田奉行の伺書を機に、幕府内では、海防掛勘定方、海防掛目付方から上申書が出される。下田奉行の伺いに對し、それぞれ着目した点は異なつていたものの、勘定方も目付方も、対外政策上、遊女を置くことは有効である、と考えていた。一方、彼らの意見に對し、老中阿部正弘は長文の見込書を示し、徹底的な反論を加えた。結局、阿部の意見をうけた海防掛は、彼ら自身、遊女を置くことを「好候筋二ハ無之」と考えていたこともあり、「別段可申上廉無之」と述べるのみであつた。その後、評定所一座が、阿部と同様

に遊女接待に否定的な見解を示し、安政元年の評議は終わる。

この一連の経緯の中で、阿部が遊女接待に強く反対をした最大の理由は、彼自身を取り巻く政治史的状况にあったといえる。「権宜之策」による、「寛大之御取扱」に対し、大名たちからの批判が強まっていた。また、下田の周辺では、防備を担う諸藩の士気低下も危惧されていた。こうした状況の中で、阿部は遊女接待を支持する有司層に対し、長文の見込書によって徹底的に反論し、廃案に追い込んだ。

以上の点から考えるならば、安政元年における阿部の見込書に対し、「良識ある批判」という評価を下すことも、あるいは、阿部が遊女接待を否定した理由を「幕政に参する要路者」といった老中職の一般性に求めることも、いずれも適切ではないであろう。阿部の遊女接待の否定とは、あくまでも彼の政権、および幕府の権威の維持を目的としたものだったのであり、「良識」や「要路者」といった評価では、阿部、あるいは幕府全般が置かれていた当時の政治史的状况を見誤ることにもなりかねない。

なお、阿部も含めて、安政元年における一連の評議の中で、売色そのものは是非はまったく考慮されていないという点も、最後に強調しておきたい。近世において、「公権力が売春そのものに対して、何ら道義的・倫理的判断」を下すことはなく、遊女・遊廓をめぐる政策では「公権力の威信の保持」という観点が専ら重視された、という曾根ひろみ氏の指摘⁴⁹⁾が、安政元年の休息所問題にもそのままあてはまるのである。

幕末の外国人向けの遊廓については、幕末史全体の中に、ひいては

近世から近代にかけての長い時間軸の中に位置づけるという点で、まだ多くの課題が残されている。本稿もまた、安政元年というわずかな時期を考察したに過ぎない。今後は、遊廓社会論の方法を踏まえた遊廓社会の構造や、それぞれの時期の政治史的状况、そして性の問題も含めたジェンダー史的観点などを総合しながら、幕末・維新期の外国人向け遊廓の歴史的特質を探る、という作業を続けていきたい。

注

- (1) 佐賀朝・吉田伸之編『シリーズ遊廓社会1』三都と地方都市』吉川弘文館、二〇一三年)、同編『シリーズ遊廓社会2』近世から近代へ』吉川弘文館、二〇一四年)。
- (2) 日本の通史をジェンダー史的観点から描いた成果として、久留島典子・長野ひろ子・長志珠絵編『歴史を読み替えるジェンダーから見た日本史』(大月書店、二〇一五年)。
- (3) 松井洋子「ジェンダーから見る近世日本の対外関係」(荒野泰典・石井正敏・村井章介編『日本の対外関係6』近世的世界の成熟』吉川弘文館、二〇一〇年)、同「長崎と丸山遊女」(佐賀・吉田前掲『三都と地方都市』)、同「貿易都市長崎から見た近世日本の「売春社会」」(『歴史学研究』九二六号、二〇一四年)。
- (4) 横田冬彦「混血児追放令と異人遊廓の成立」(ひろたまさき・横田冬彦編『異文化交流史の再検討』平凡社、二〇一一年)、七四頁。
- (5) 吉田常吉「幕末外交史上に於ける外人休息所及び売女接待の問題(一)」(四)『国史学』三二二号・三五号・三六号・三七号、一九三七〜一九三九年)。なお、休息所問題に関する吉田氏の研究として、『唐人お吉』(中央公論社、一九六六年)も参照。
- (6) 嘉永七年一月に安政と改元する。煩を避けるため、本稿では、改元以前であっても、改元後の安政元年と表記する。
- (7) 吉田前掲「幕末外交史上に於ける外人休息所及び売女接待の問題

- (11)、『五五頁。』
- (12) 阿部保志『幕末の遊廓』(『地域史研究はこたて』二五号、一九九七年)。なお、箱館の遊廓については、福田美穂『幕末開港場における外国人向け遊廓』(『女性歴史文化研究所紀要』一七号、二〇〇九年)によってさらに議論が深められている。
- (13) 吉田ゆり子『幕末開港と「倭夷之差別」』(佐賀・吉田前掲『近世から近代へ』、六六頁)。
- (14) 吉田ゆり子『幕末・維新期の大瀧遊廓』(『近世の家と女性』山川出版社、二〇一六年〈初出二〇一〇年〉)。
- (15) 吉田前掲『幕末外交史上に於ける外人休息所及び売女接待の問題(一)』、五五頁。
- (16) 佐賀朝「シリーズ遊廓社会2 近世から近代へ 序文」(佐賀・吉田前掲『近世から近代へ』、八頁)。
- (17) 『大日本古文書』幕末外国関係文書 五卷(東京大学出版会、一九八四年〈復刻〉)、二四三頁、四五二〜四五三頁。以下、日米和親条約の条文は同文書による。
- (18) 『幕末外国関係文書』六卷、二二五号、三五八頁。
- (19) 吉田前掲『幕末外交史上に於ける外人休息所及び売女接待の問題(一)』、四六〜四七頁。
- (20) 『幕末外国関係文書』七卷、一〇六号、二九五頁・一一八号、三二四頁。
- (21) 同右、一一九号、三六二頁。
- (22) 以下、下田奉行の伺書は、同右、一六二号、四七五〜四七七頁。
- (23) 吉田前掲『幕末開港と「倭夷之差別」』、四五頁。
- (24) 以下、海防掛勘定方の上申書は、『幕末外国関係文書』七卷、二四〇号、六四二〜六四六頁。
- (25) よく知られるように、この第一一条については、英文と和文で意味が異なっていた。英文では日米のいずれかの国が必要と判断すれば官吏を置くことができる、という文意であったのに対し、和文では両国の合意が必要と解釈される文言となっていた。
- (26) 以下、海防掛目付方の上申書は、『幕末外国関係文書』七卷、二四一〜二四二号、六四六〜六四七頁。
- (27) 以下、阿部の見込書は、同右、二四二号、六四七〜六五二頁。
- (28) 安政元年五月四日、小田原藩、掛川藩、沼津藩に対し、外国船来航時の下田警衛が命じられている(『幕末外国関係文書』六卷、二〇六号、三一四〜三一五頁)。
- (29) 『幕末外国関係文書』七卷、二四三号、六五二〜六五三頁。
- (30) 同右、一六二号、四七五頁。
- (31) 以下、評定所一座の上申書は、『幕末外国関係文書』八卷、八〇号、一六一〜一六六頁。
- (32) 下田市史編纂委員会編『下田市史』資料編三幕末開港上(下田市教育委員会、一九九〇年)、二四九頁。
- (33) 吉田前掲『幕末開港と「倭夷之差別」』、五九頁。
- (34) 二〇〇〇年代以降の研究として、井上勝生『日本の歴史一八』開国と幕末変革(講談社、二〇〇二年)、三谷博『ペリー来航』(吉川弘文館、二〇〇三年)、上白石実『幕末期対外関係の研究』(吉川弘文館、二〇一一年)、寛慎一『開国と条約締結』(吉川弘文館、二〇一四年)、井上勲『明治維新I』(研文出版、二〇一七年)など。
- (35) 拙著『開国期徳川幕府の政治と外交』(有志舎、二〇一五年)。
- (36) 拙稿『三代將軍家定と阿部正弘』(『歴史読本』五九卷二二号、二〇一四年)。
- (37) たとえば、外国船来航中の情報共有に関して、長崎・浦賀・下田・箱館各奉行の上申に対して再評議を指示した事例がある(『幕末外国関係文書』七卷、一三三号・四七号・五二号・五九号)。
- (38) 『幕末外国関係文書』七卷、二四三号、六五二頁。
- (39) 『幕末外国関係文書』六卷、六五号、八五頁。
- (40) 『水戸藩史料』上編乾巻(吉川弘文館、一九一五年)、三三〇頁。
- (41) 『川路聖謨文書』八卷(日本史籍協会叢書、一九六八年)、四七七頁。
- (42) 拙著前掲『開国期徳川幕府の政治と外交』、一三九〜一四〇頁。

- (40) 「稿本藍山公記」五五卷(宇和島市伊達文化保存会所蔵)、六丁。
- (41) 同右。
- (42) 細川家編纂所編『改訂肥後藩国事史料』一卷(国書刊行会、一九七三年)、五六二～五六三頁。
- (43) 同右、五六三頁。
- (44) 同右、五六七頁。
- (45) 「大日本維新史料稿本」安政元年六月五日条(閲覧は、東京大学史料編纂所ホームページより「維新史料網要データベース」利用)。
- (46) 『幕末外国関係文書』七卷、一四号、三一～三二頁。
- (47) 同右、三九号、一一八頁。
- (48) 『水戸藩史料』上編乾卷、四六一～四六九頁。なお、長崎の海軍伝習所については、藤井哲博『長崎海軍伝習所』(中央公論社、一九九一年)も参照。
- (49) 曾根ひろみ『娼婦と近世社会』(吉川弘文館、二〇〇三年)、五九頁。
- (付記) 本稿は、日本学術振興会科学研究費助成(若手B・課題番号一五K一六八一五、および基盤A・課題番号二六二四四〇三四)による研究成果の一部である。